

# 第5回教育振興基本計画部会 事務局資料

令和4年8月5日

- ・次期教育振興基本計画・諮問文〈抜粋〉 …… p3
- ・第3期教育振興基本計画期間中の教育政策に係る主な提言・審議状況等について …… p4
- ・第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】(案) …… p5
- ・社会教育行政の推進 …… p7
- ・公民館・図書館 …… p11
- ・社会教育主事・社会教育士 …… p22
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 …… p38
- ・青少年の体験活動の推進 …… p63
- ・高等教育段階における地域・産業・社会との連携 …… p68
- ・初等中等教育段階におけるキャリア教育・STEAM教育 …… p106

## 次期教育振興基本計画・諮問文〈抜粋〉

### 2. 歴史の転換点において次期の教育振興基本計画に求められること

超スマート社会（Society 5.0）においては、労働市場の構造や職業そのものが抜本的に変わることが予測される中、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなる必要があります。また、絶えず変化する予測困難な社会において増大する人材移動を支えるために、社会人の学び直し（リカレント教育）の必要性は、かつてなく高まっています。

### 3. 新型コロナウイルス感染症を契機として次期計画において検討すべき観点

現在の教育制度は、近代的な社会・国家が形成されていく中で、既存の制度を変容させながら、当該社会状況や当時の技術水準、求められる資質能力を踏まえて形成されてきたものですが、全ての概念や定義、制度が過去から将来にわたり全て同じであるということはありません。日本社会が大きな転換点を迎える今、デジタルトランスフォーメーションやグローバル化といった技術水準や社会状況の変化と教育・学習を通じて身につける能力の在り方を踏まえ、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況にあると言えます。このような状況を背景として、オンラインの活用など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せという観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが今必要となっています。

### 4. 次期教育振興基本計画について、御審議を依頼する事項

○ 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、急速な技術革新、人口減少・高齢化の進展などの国内状況の変化、グローバル化やSDGs達成に向けた世界的な取組の進展といった国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について

特に、超スマート社会（Society 5.0）を念頭に置き、ウェルビーイングの観点も踏まえ、新型コロナウイルス感染症を契機としたオンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について

# 第3期教育振興基本計画期間中の教育政策に係る主な提言・審議状況等について

凡例 中央教育審議会 文科省有識者会議等 他省庁等 国際機関

【H30】

【R4】

【審議中】

初等中等教育

高等教育

・生涯学習教育

スポーツ・文化

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について【答申】（H31.1.25）

教育課程部会「審議まとめ」（R3.1.25）

Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会・省内タスクフォースまとめ（H30.6.5）

OECD「ラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030」（R1.5）

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（H30.11.26）

大学分科会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」（H31.1.22）

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について【答申】（H30.12.21）

文化芸術推進基本計画（H30.3.6）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【答申】（R3.1.26）

新しい時代の高等学校教育の在り方WG「審議まとめ」（R2.11.13）

外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）（R2.3）

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（R3.1）

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて（報告）（R2.12）

ユネスコ「教育の未来」（R3.11.10）

大学分科会「教学マネジメント指針」（R2.1.22）

大学分科会「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」（R3.2.9）

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会「審議まとめ」（R3.11.15）

義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）（R3.7）

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）（R3.2.25）

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）（R3.9）

教育再生実行会議第十二次提言（R3.6.3）

我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）（R3.5.31）

大学入試のあり方に関する検討会議提言（R3.7.8）

大学分科会「これからの時代の地域における大学の在り方について」（R3.12）

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（R3.3.26）

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（R2.9）

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議「最終まとめ」（R4.3.14）

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（R4.3.31）

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）（R4.3.30）

こども政策の推進に係る有識者会議報告書（R3.11.29）

デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省「教育データ活用ロードマップ」（R4.1.7）

大学分科会質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（R4.3.18）

第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（R3.3.31）

第3期スポーツ基本計画（R4.3.25）

第3次学校安全の推進に関する計画（R4.3.25）

学校教育情報化推進専門家会議「学校教育情報化推進計画（案）」（R4.4.21）

総合科学技術会議教育・人材育成WG「Society 5.0の実現に向けた教育人材育成に関する政策パッケージ（案）」（R4.4.1）

経済産業省「未来人材ビジョン」（R4.5）

教育未来創造会議第一次提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」（R4.5.10）

教育振興基本計画部会

初等中等教育分科会  
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会  
教科書・教材・ソフトウェアの在り方WG

幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会  
教育課程部会 教員養成部会

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会  
「令和の日本型教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議

GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議  
不登校に関する調査研究協力者会議

教育データの利活用に関する有識者会議  
いじめ防止対策協議会

「令和の日本型教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議  
養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議  
学校健康診断情報のPHRへの活用に関する検討会  
運動部活動の地域移行に関する検討会議

大学分科会  
大学振興部会（文理横断・文理融合教育、出口の質保証、連携・統合、再編等、規模の在り方等）  
大学院部会（人文・社会科学系の大学院の在り方、リカレント教育の振興等）

生涯学習分科会（公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育主事、社会教育士等の一層の活用等）



# 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】（案）

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

## 1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人の「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化  
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大  
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に  
特に、**デジタルデバイド解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

## 2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- **生涯学習**： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- **社会教育**： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

### ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ+ 周囲の「場」のよい状態

＜生涯学習＞  
「個人」の生涯にわたる自己実現を図る学習

＜社会教育＞  
学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

**生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分**

### 社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

**誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する**

### デジタル社会に対応

デジタルデバイド解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

**国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す**

### 地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

+

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

**「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる**

### 3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

#### 公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- ・ デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

#### 社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

#### 地域と学校の連携・協働の推進

- ・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

#### リカレント教育の推進

- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

#### 多様な障害に対応した生涯学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

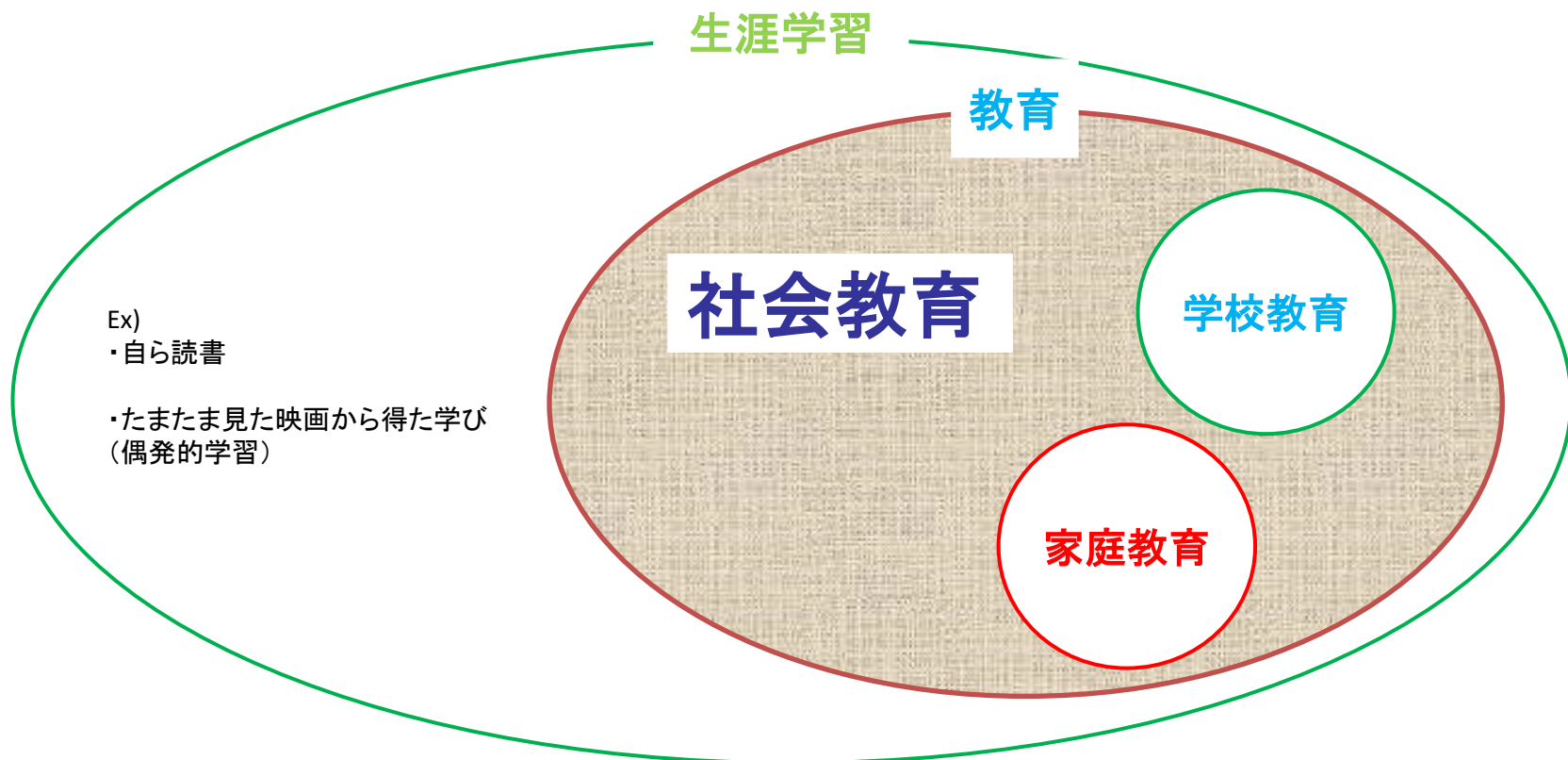
- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

# 社会教育行政の推進

---

# 生涯学習と社会教育

## 【概念】



(参考)社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)(抄)

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。



# 社会教育関係職員について

## ○ 社会教育主事

- ・都道府県・市町村の教育委員会事務局に置く専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）  
※必置（人口1万人未満の町村を除く）だが、市町村の配置率は46.6%にとどまる（H30社会教育調査）
- ・主な職務は、社会教育を行う者への専門的技術的な助言と指導（社会教育法第9条の3第1項）
- ・なお、令和2年度以降に社会教育主事講習を修了した方、大学において省令に定められた科目の単位をすべて修得した方は社会教育主事としての発令が無くとも「社会教育士」と称することができる。

## ○ 司書

- ・図書館に置かれる専門的職員（図書館法第4条第1項）
- ・主な職務は、図書館の専門的事務への従事（図書館法第4条第2項）

## ○ 学芸員

- ・博物館に置く専門的職員（博物館法第4条第3項）
- ・主な職務は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどること（博物館法第4条第4項）

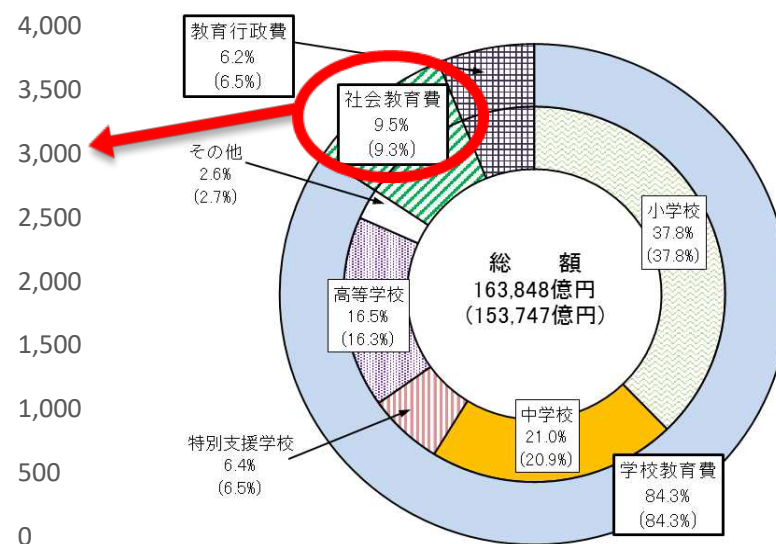
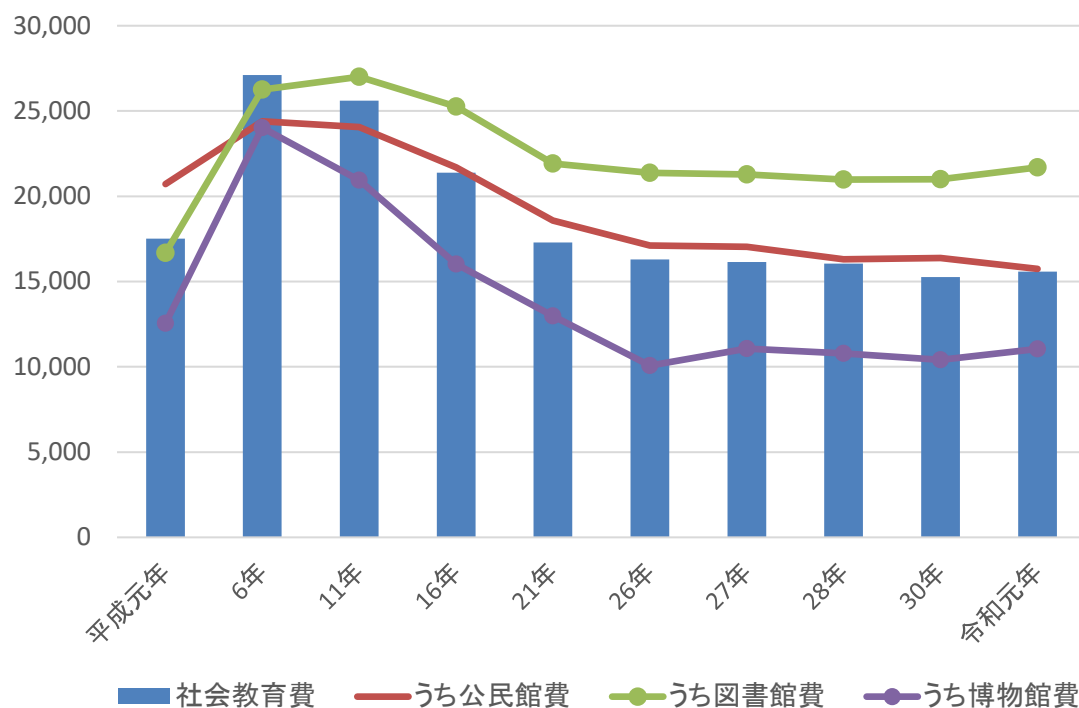
## ○ 社会教育委員

- ・都道府県・市町村に置くことができる非常勤の委員（社会教育法第15条第1項）
- ・教育委員会が委嘱。委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。  
委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準(\*)を参酌するものとする。（社会教育法第18条。第3次一括法により改正）  
(\*)社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成26年4月1日施行)
- ・主な職務は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見（社会教育法第17条第1項）

## ○ 公民館主事

- ・公民館に置くことができるとされる職員（社会教育法第27条第1項）
- ・主な職務は、公民館の事業の実施（社会教育法第27条第3項）

# 社会教育費の推移とその内訳



※ 1 令和元会計年度  
 2 ( )内は債務償還費を控除した数値  
 3 「その他」は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、義務教育学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校

単位: 億円

	平成6年	11年	16年	21年	26年	27年	28年	30年	令和元年
社会教育費	27,103	25,609	21,383	17,291	16,298	16,141	16,046	15,267	15,589
うち公民館費	3,253	3,209	2,893	2,477	2,282	2,271	2,175	2,185	2,100
うち図書館費	3,502	3,601	3,368	2,922	2,850	2,837	2,797	2,799	2,892
うち博物館費	3,203	2,792	2,136	1,732	1,342	1,475	1,439	1,389	1,474

(出典) 地方教育費調査報告書

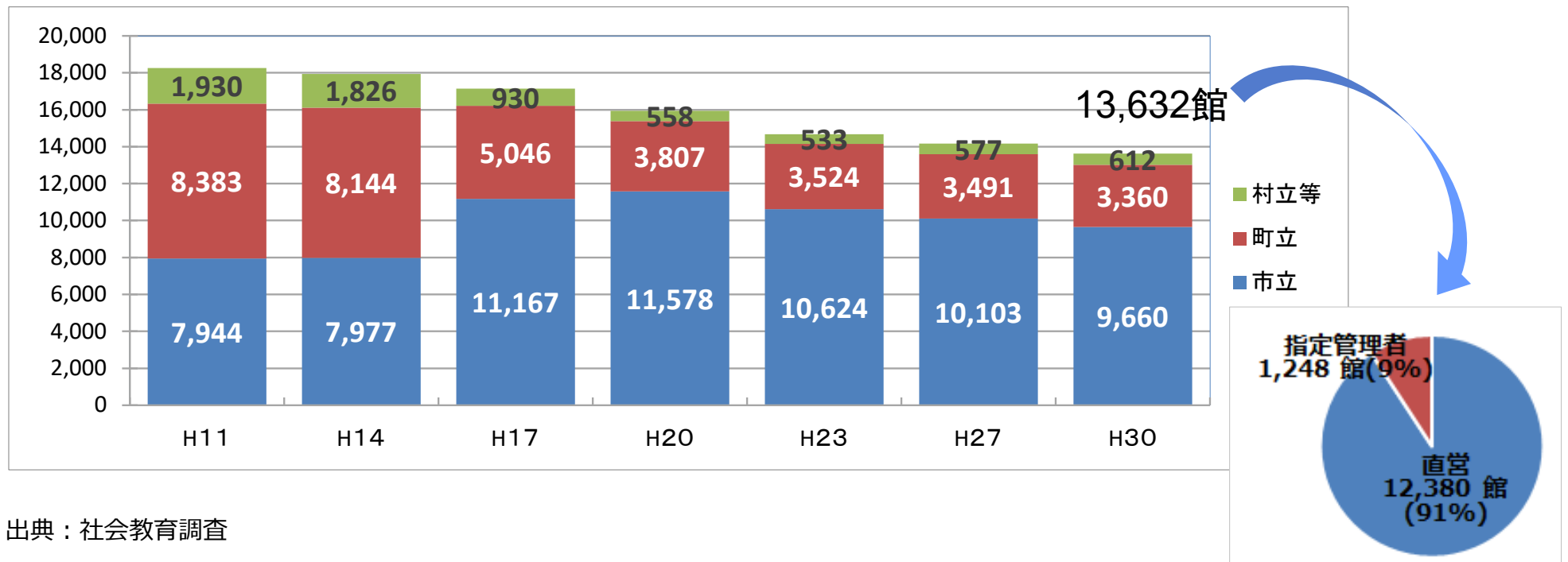
# 公民館・図書館

---

# 公民館数の推移

公民館数は年々減少し、平成30年度には、**約13,700館**となっている。

区分	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30
市立	7,944	7,977	11,167	11,578	10,624	10,103	9,660
町立	8,383	8,144	5,046	3,807	3,524	3,491	3,360
村立等	1,930	1,826	930	558	533	577	612
合計	18,257	17,947	17,143	15,943	14,681	14,171	13,632
市町村数	3,252	3,241	2,248	1,810	1,743	1,741	1,741
うち公民館設置 市町村数	2,983	2,950	2,004	1,595	1,501	1,448	1,421
設置率	91.7%	91.0%	89.1%	88.1%	86.1%	83.2%	81.6%



出典：社会教育調査

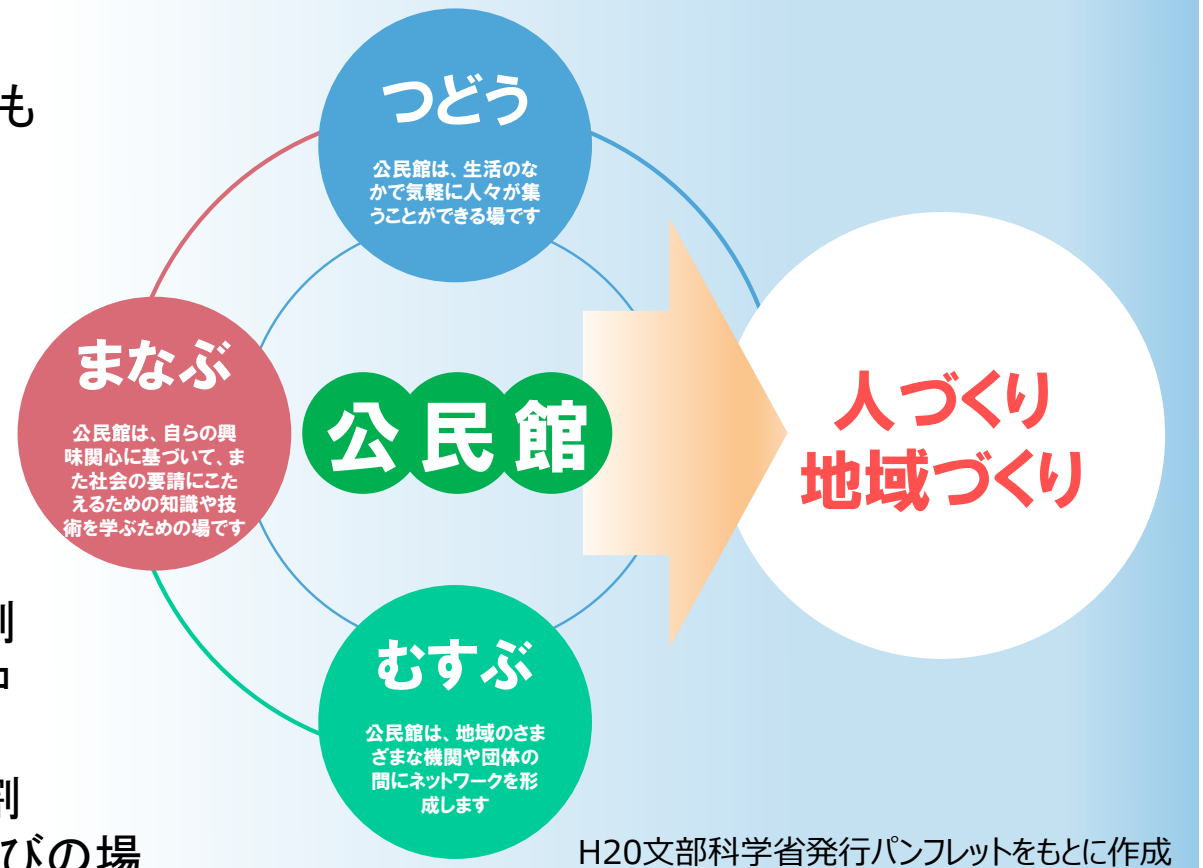
# 公民館の現状・求められる役割

## ○ 公民館の現状

- ・ 減少傾向にある館数
- ・ 主催事業減少
- ・ 利用者の固定化が見受けられるところも

## ○ 求められる/期待される役割

- ・ 学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割
- ・ 地域の防災拠点としての役割
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
- ・ 地域学校協働活動の拠点としての役割
- ・ 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
- ・ 「地域運営組織」の活動基盤となる役割
- ・ 外国人が地域に参画していくための学びの場

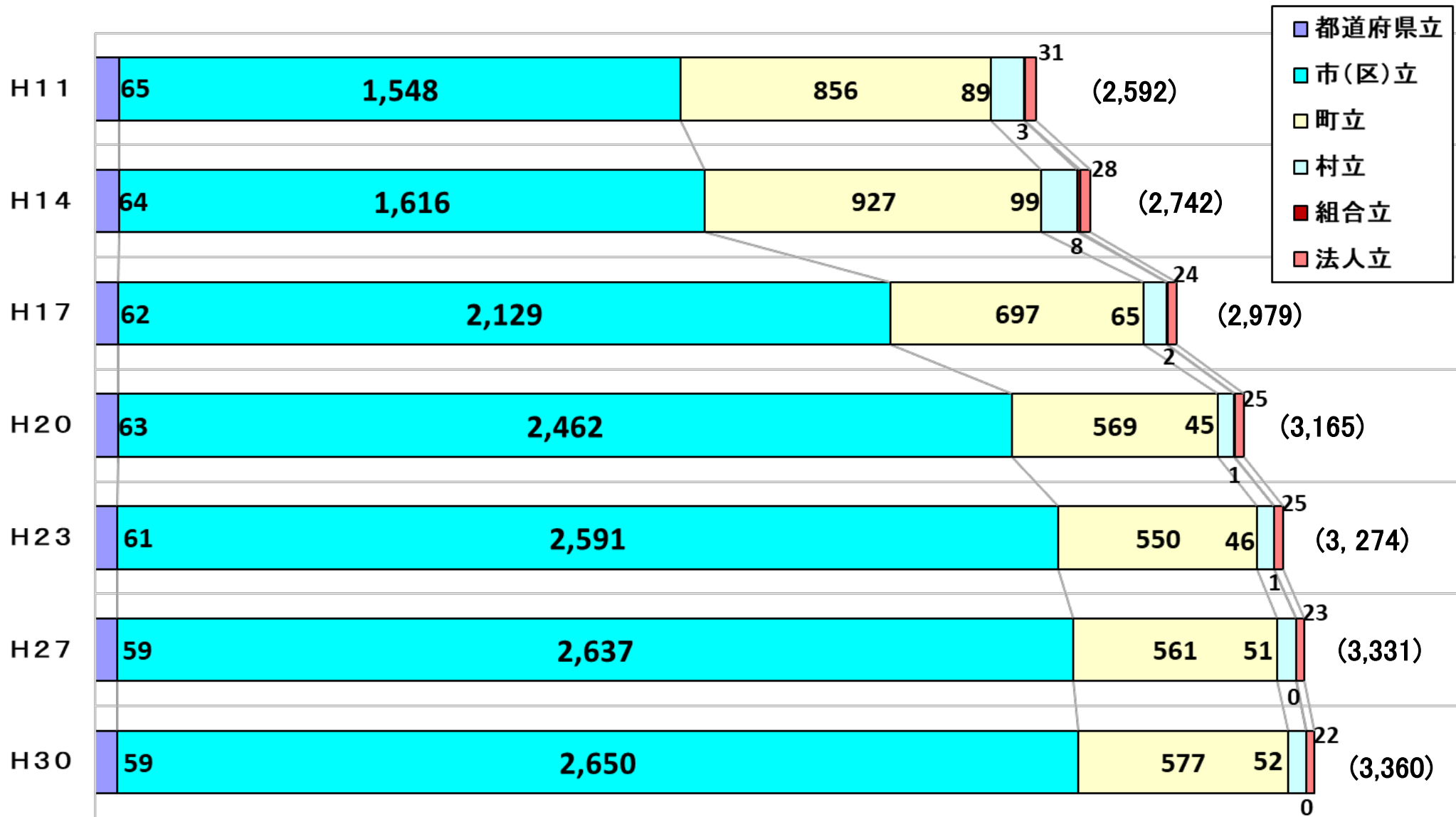


- ・ これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12月)より

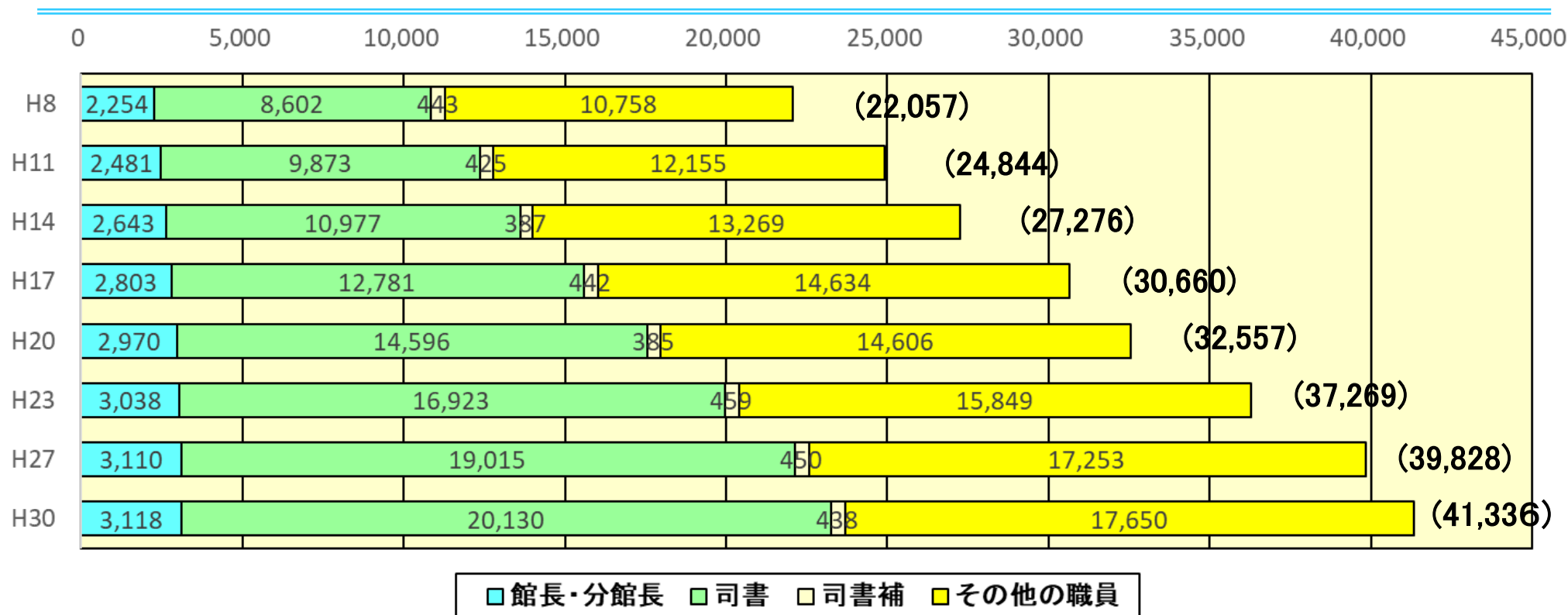


# 図書館数の推移



※20年度調査から、都道府県・市町村首長部局所管の「図書館同種施設」を含む

# 職員数の推移



## ○図書館職員数の推移

単位：人

	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30
館長・分館長	2,254	2,481	2,643	2,803	2,970	3,038	3,110	3,118
司書	8,602	9,873	10,977	12,781	14,596	16,923	19,015	20,130
司書補	443	425	387	442	385	459	450	438
その他の職員	10,758	12,155	13,269	14,634	14,606	15,849	17,253	17,650
合計	22,057	24,844	27,276	30,660	32,557	36,269	39,828	41,336

出典：社会教育調査報告書

# 公民館等社会教育施設のデジタル活用に関する直近の方針・計画

## 経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）（令和4年6月7日閣議決定）

### 第4章 5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応、特異な才能への対応や特別支援教育の充実、国内同等の学びの環境整備及びその特色をいかした教育の推進等の在外教育施設の機能強化を図るとともに、公民館等の社会教育施設の活用促進により、地域の人材育成力の強化を図る。

## デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）

### 第2章 1.（1）④ 魅力的な地域をつくる【地域コミュニティ機能の維持・強化】

公民館・図書館などの社会教育施設の活用促進等、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくる。

### 第3章 1.（6）① 一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

#### (d) 社会教育を基盤とした地域活性化

- ・公民館・図書館などの社会教育施設の活用を促すことにより、地域の取組にリアルな交流とデジタルの相乗効果が生まれ、課題解決に向けたコミュニティ活動が活発化することで、誰一人として取り残されない、デジタル社会の実現を図る。【再掲】1.(6)③(C)、
- ・公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する。【再掲】1.(6)③(C)、4.(2)(b)

## デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）

### 第2 4. 「皆で支え合うデジタル共生社会」の環境整備に向けた具体的な施策

- ⑨ デジタル時代の子どもについても、経済的な事情のある子どもへの通信機器等の貸出しなどの支援、自宅以外（放課後児童クラブ、公民館等）のインフラ整備を図る

#### 第4 1. ④ 経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正

また、経済的格差等によって子ども達の教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校における ICT 環境の整備とそれを活用するための ICT 支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図るほか、公民館等の活用を促す。

#### 第6 2.（2）② ウ デジタル社会を見据えた教育

また、社会教育においても、急速なデジタル化の進展を踏まえ、デジタル技術を最大限に生かした学びを推進することが求められている。このため、公民館・図書館等の社会教育施設が、ICT等のデジタル技術を活用し、地域の教育力を高めることにより、地域づくりの拠点としての機能が一層強化され、デジタルデバイドの解消を始めとした社会的包摂に寄与するとともに、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な社会教育活動が展開されるよう、その活用促進を図る。

## 広島県 福山市 「公共施設のスマート化」

市内の公民館等に、スマートロック、フリーWi-Fi、インターネットPCを追加配備し、住民にとって最も身近な公共施設である公民館等をスマート化し、地域住民の利便性向上、デジタルリテラシーの向上を目指す。

### フリーWi-Fi等 整備

- 公民館等にフリーWi-Fiを整備し、利用者の利便性向上につなげる。また、フリーWi-Fiのパスワード一括管理が可能な管理ネットワークを構築し、より強固なセキュリティ環境を整える。
- 全館に1台ずつインターネットパソコンを追加整備し、業務におけるデジタル技術の活用を促進する。

### オンライン予約・ スマートロック

- オンラインでの貸室予約を可能とするとともに、利用者に1回限り・時間限定のパスワードを通知する「スマートロック」を導入することで公民館等の利用時に必要な、鍵の受け渡しを不要とする。

### <オンライン予約・スマートロック利用イメージ>



- ✓ 公民館等に従来の物理的な鍵方式に加え、パスワード方式のスマートロック機器を設置する。
- ↓
- ✓ 利用者は、オンラインで貸室を予約するとともに、パスワードをメール等で事前に受け取り、公民館等に設置されたスマートロック機器にパスワードを入力し解錠。
- ↓
- ✓ 鍵の受け渡しが不要となり、窓口での対応負荷が軽減される。
- ↓
- ✓ 仕事をしており、鍵の受け渡しが困難な世代も、休暇等を取得して鍵を受け取りに行く必要がなくなるため、時間的制約から解放され、様々な年代が、より気軽に公民館等を利用することが可能となる。

# 寿都町デジタル寺子屋「公民館ICT活用」(北海道 寿都町総合文化センター)

## ～ 公民館のICT (Wi-Fi) を活用した子どもの放課後等学習支援 ～



### 背景・目的

寿都町では、GIGAスクール構想実現のため、早い段階でのICT機器の導入を実施するとともに、感染症拡大等による臨時休校への備えとして、オンラインでの学習モデルに取り組んでいる。

様々な場面でのICT機器の活用は、これからの子どもたちの必須アイテムとして必要であり、学校はもとより社会教育施設でのWi-Fi環境を整備し、より活用しやすい状況を構築している。

Wi-Fi環境が整ったスペースを、放課後や長期休業時のオンライン学習の場として、ICT機器の活用を推進する。

### 学童保育でのデジタル教材を活用した「放課後学習」

学校で利用しているAIドリルを学童保育で活用した学習会を実施。子どもたちは、端末の操作にも慣れてきていて、自分がやりたい科目のドリルを開き学習をすすめていた。

児童一人ひとりが、自分の端末を使い、学校で使用しているAIドリルをオンラインで活用することにより学習の充実につながった。



### Wi-Fi環境整備の効果

社会教育施設に整備したWi-Fiを放課後の時間帯にも活用し、学習活動に役立てることができた。児童が一人1台の端末の操作に慣れるために、オンライン学習の機会を引き続き行う。

### 放課後子ども教室での「お守り作り」体験

参加した子どもたちはTV会議システムでつないだ講師からお守りについての説明を聞いたり、動画を見たあとに、各自が創意工夫してお守り作りに取り組んだ。講師は、子どもたちの様子を画面で確認し、質問があったら答えるなど円滑にコミュニケーションをとっていた。



学童保育でのAIドリルの活用



放課後子供教室での講師の説明



# 「デジタル・ディバイド解消」に向けた取組 (千葉県船橋市)


## 現状・背景

- 公民館利用者からスマホの使い方に関する質問が多い（公民館職員の実感として）
  - スマホやタブレットを利用したいのに使い方がわからない人が多い（利用者アンケート結果から）
  - 国や本市の計画等におけるデジタル化及びDXの推進
- ⇒**個人の要望（住民の主体的な学習ニーズ）と社会的要請（地域で解決していくべき課題）に対応する取組が必要**

## 事業実施体制



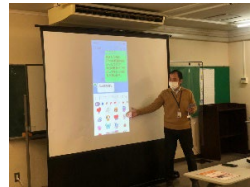
## 事業実施のポイント

- ①民間企業との連携
  - ②EBPMの視点
  - ③各取組の一体的推進
  - ④持続可能な仕組み作り
  - ⑤スモールステップ（できることから少しずつ）
- 

## 事業の概要

### デジタル・ディバイド対策講座 (R3~)

携帯電話事業者等と連携して市内の**全公民館（26館）で140回以上の体験講座を実施**

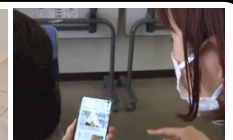


〔具体的な講座内容〕

- スマートフォンやタブレットの操作方法
- LINE、ZOOM等のコミュニケーションツールの使い方
- ネットショッピング、キャッシュレス決済の方法

### 公民館スマホコンシェルジュサービス (R3~)

公民館利用者からのスマホに関する質問に対応して公民館職員がサポート



### 市民スマホコンシェルジュ養成講座 (R4~)

デジタル・ディバイド解消のための**地域ICT人材を養成** スマホに関する**市民の悩みを市民がサポート**

修了者にはボランティア講師としての活動が期待される



## 目指す姿

### 事業目標

市民がスマートフォンやタブレットを活用して日常生活に必要な情報を入手したり 利便性のあるサービスを活用できるようにする

### 事業評価

「端末・機器は持っているが使い方がわからない」又は「使い方がわからず端末・機器の購入に踏み切れない」ことが理由でインターネットを利用しない人を今後10年間で0にする（船橋市公民館利用者アンケート）

### 船橋市の目指す社会像

生涯をととして自分らしく学び続け 学びの成果を活かすことができる社会の実現 【第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画の基本理念】

# 社会的包摂への寄与

## -国立市における障害者と健常者の交流に係る取組事例-

### 経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者の居場所づくりや社会参加支援の取組を実施。実践の観点として、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無に関わらない活動”を志向。
- “障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”として、公民館を中核に据えて活動を推進。

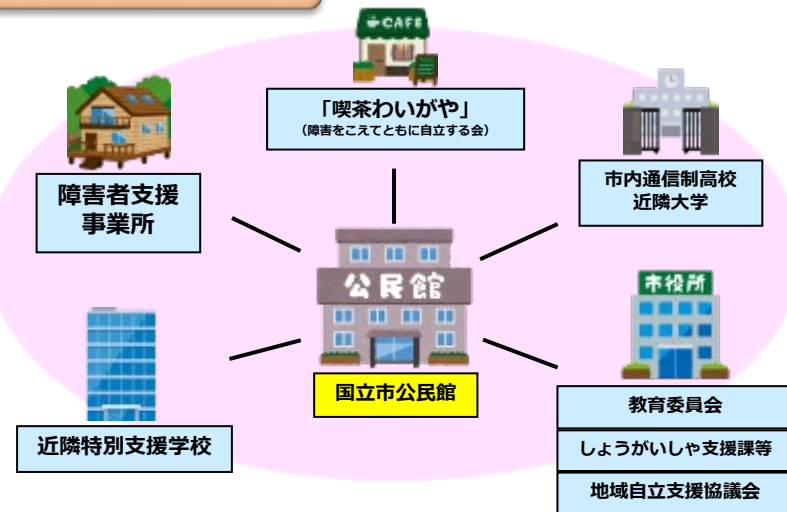


公民館内の「喫茶わいがや」

### 交流の観点からの工夫

- 公民館における障害者青年学級（「しょうがいしゃ青年教室」）、若年層を対象とした「青年講座」、市民グループが運営する公民館内の「喫茶わいがや」の取組が連動しながら、障害の有無に関わらず共に学び合い、活動する枠組みを構築。
- 「青年講座」の一つ、「パラスポーツ体験講座」では、「しょうがいしゃ青年教室」の知的障害者や、「わいがや」に関わるボランティア、一般参加者により、ゴールボール（障害者12名、健常者20名参加）、ボッチャ（障害者5名、健常者10名が参加）、シッティングバレー（障害者8名、健常者17名が参加）を実施、多様な参加者が集う社会的包摂を目指した実践を展開。
- 例えば、ゴールボールについては、障害者も健常者もともにコート設営等の準備段階から取組み、活動中は互いに声を掛け合いながら、参加者全員がパラスポーツを楽しめるよう配慮される。講座終了後、有志が東京都ゴールボール連絡協議会主催の交流大会にも継続して参加。自主的な活動も支援。

### 実施体制



シッティングバレー講座



ボッチャ講座

### 取組の成果

- 障害の有無に関わらず同じ空間でスポーツの楽しさを共有。継続的な取組に展開。
- 多様な人々が集まる公民館で、お互いの理解を促し、共生の理念を実体化。

# 地域コミュニティの維持・活性化への貢献 -社会教育の学習成果をまちづくりにつなげている事例-

## <泉川地域の課題>

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

## 新居浜市泉川公民館(愛媛県)



泉川まちづくり協議会

- 地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、「泉川まちづくり協議会」を設立。
- 公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の事務局としてコーディネート役を担う。

### ○ 生涯学習部会

- ・各部会が地域課題を解決するために、地域住民が啓発したい内容を持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を開設。



学習と実践を繋ぐ

### ○ 安全安心部会

- ・児童と住民と一緒に安全マップの作成
- ・児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足
- ・消防団と連携した防災訓練の実施 等

### ○ 子ども支援部会

- ・地域学校支援本部の活動
- ・読み聞かせ活動 等



## 人づくり+地域づくり

### ○ 地域福祉部会・健康づくり部会

- ・食生活改善を目指した親子健康料理教室
- ・健康増進のための「泉川健康体操」
- ・医療費削減を目指したウォーキングの実施 等

### ○ 環境美化部会

- ・地域の花いっぱい運動の実施 等



# 社会教育主事・社会教育士

---



# 社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の営駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

## <具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

## 期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」  
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」  
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

## 必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

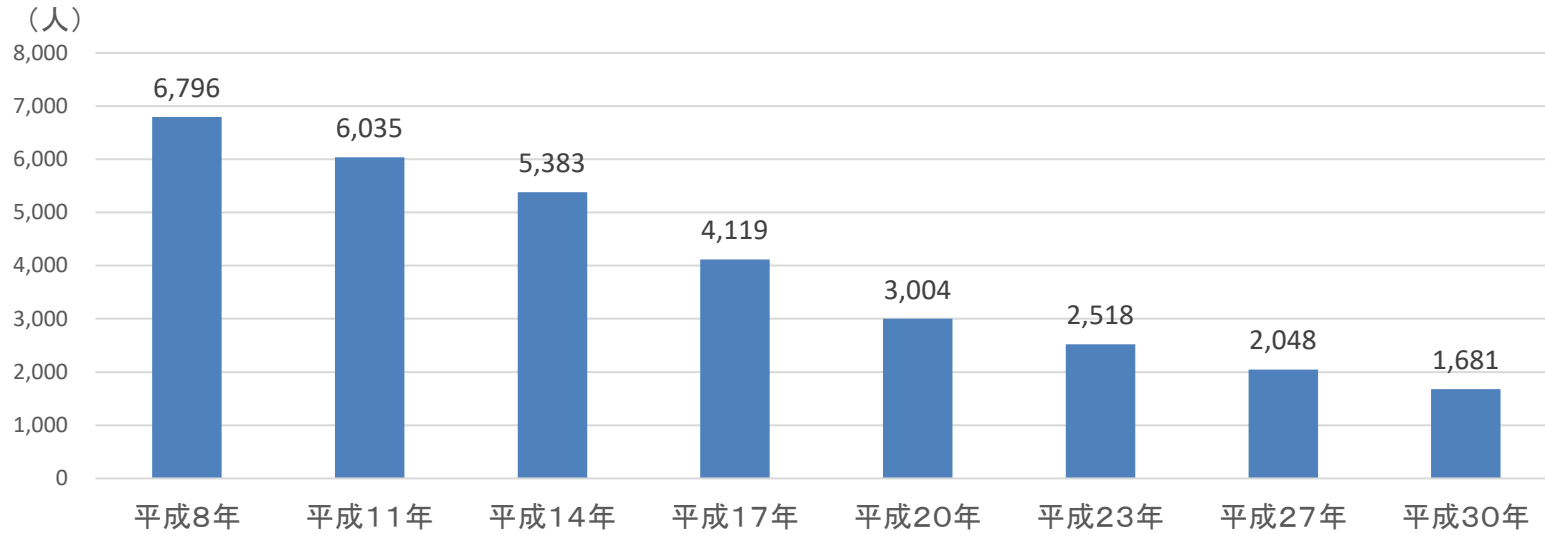
- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」  
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

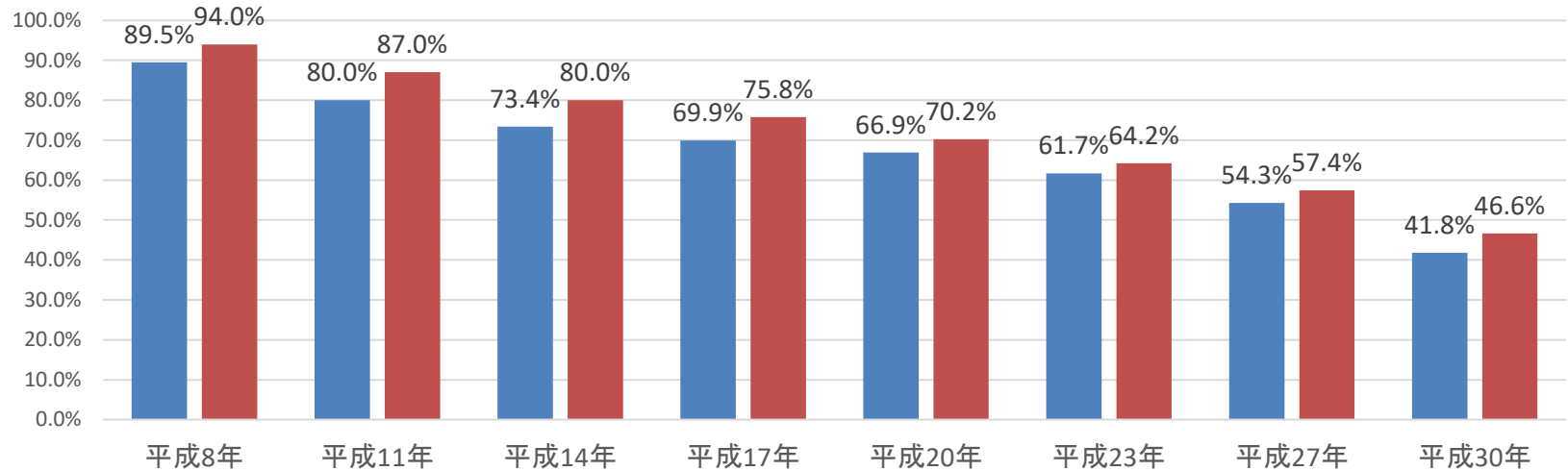
➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**  
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行



## 都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



## 市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



■ 配置率(社会教育主事のみ)

■ 配置率(派遣社会教育主事を含む)

〈1万人未満の町村を除く〉

(出典)社会教育調査

## ➤ 29.8 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

### ポイント

社会教育主事が、

- ▶ **多様な主体と連携・協働**し
- ▶ **学習者の多様な特性に応じて学習支援**を行い
- ▶ 学習者の**地域社会への参画意欲を喚起**して
- ▶ 学習成果を**地域課題解決・まちづくり等につなげていく**

ことができる**実践的な能力を身に付ける**ことができるよう、カリキュラムを構築

**特に、以下の能力が重要**であり、その基礎の習得が図られるよう留意

- ▶ 人と人、組織と組織をつなぐ  
**「コーディネート能力」**
- ▶ 人々の納得を引き出す  
**「プレゼンテーション能力」**
- ▶ 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す  
**「ファシリテーション能力」**

### 社会教育主事資格の活用

- 社会教育主事資格は、社会教育活動に携わる上で有益な能力を身に付けることができる資格として、広く社会教育関係者に認識。
- **社会全体における学習の充実と質の向上を図る観点から**は、社会教育活動に携わる上で**社会教育主事と同等の資質・能力を有することを示す汎用性のある資格として広く社会で活用**され、社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。

# 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令について (2020年4月施行)

## 改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

## 改正の概要

### 1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

### 2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	〔選択〕 〔必修〕
社会教育課題研究	



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3 〔選択〕 〔必修〕
社会教育実習	
社会教育課題研究	

<計24単位>

### 3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

## 施行期日等

- この省令は、2020年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

# 「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

## 称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

## 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



## 法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- |         |   |
|---------|---|
| 第8条第3項  | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。           |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

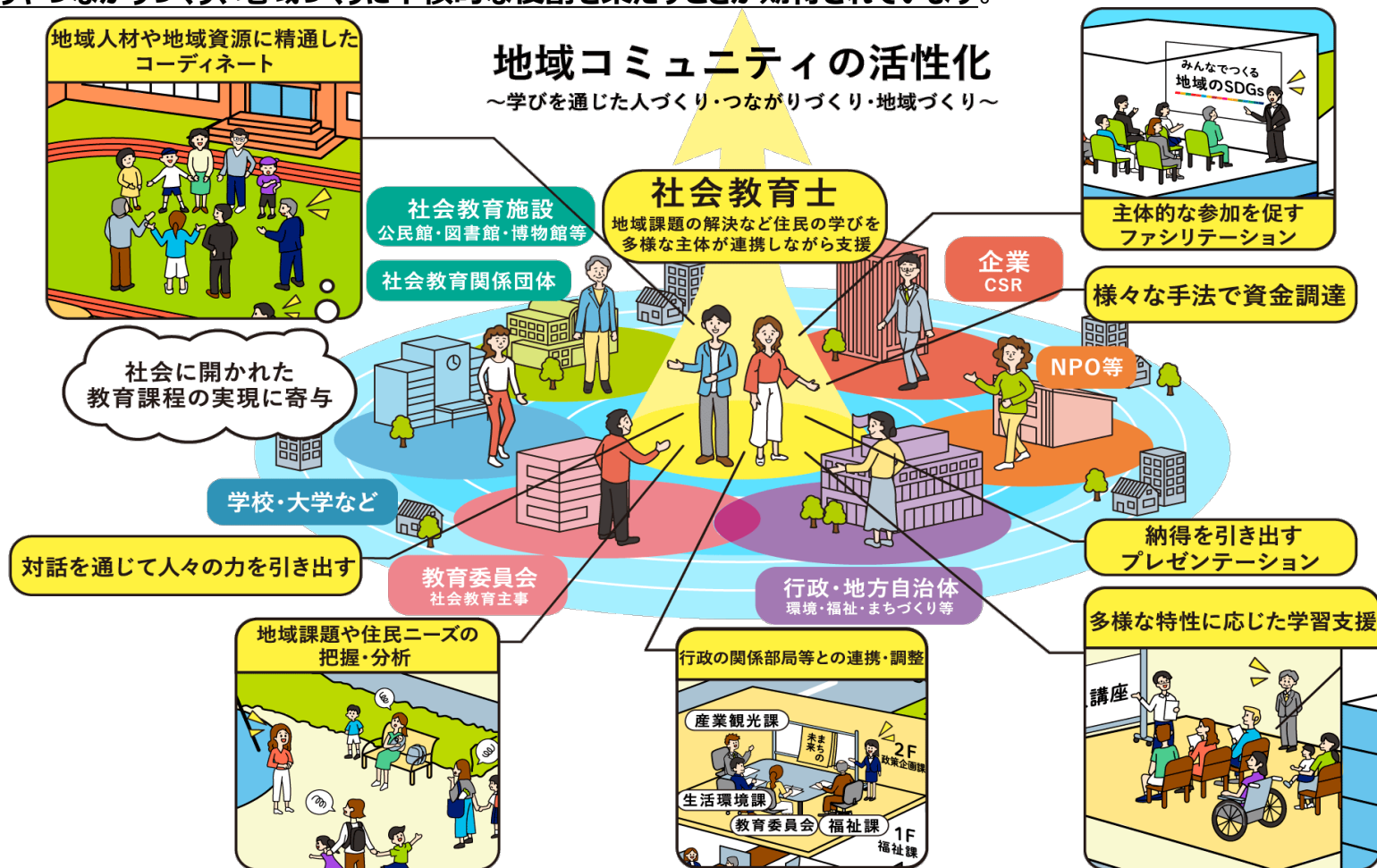
## これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,906人
（内訳）養成課程	214人	336人	550人
社会教育士称号付与数	<b>706人</b>	<b>1,750人</b>	<b>2,456人</b>

# 「社会教育士」について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**





# 社会教育士に関する記述のある方針・議論のまとめ等



文部科学省

## ●デジタル田園都市国家構想基本方針 ～抜粋～ 令和4年6月7日閣議決定

### 社会教育を基盤とした地域活性化

- 社会教育主事などの**社会教育人材のICT活用スキルを向上**させ、民間などの多様な主体と連携し、デジタル社会に対応する地域人材を育成し、活用する取組を促進するとともに、**社会教育士のデジタル社会の幅広い分野での活躍を促進**する。

## ●「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和3年1月26日中央教育審議会

### 9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について ～抜粋～

#### (3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 教師、事務職員等が**社会教育士の称号を取得**し、地域の教育資源を有効に活用して、「**社会に開かれた教育課程**」をより効果的に実現する**学校教育活動を行うこと**や、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用が考えられる。

## ●コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ

令和4年3月14日コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～

### 第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策 ～抜粋～

#### 地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う**地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう**、制度的な位置付けや**社会教育士制度の活用等**について、更なる検討が期待される。

## ●障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会議議論のまとめ

(令和4年3月 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会)

### (3) 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策

#### ③ 社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成

- 社会教育主事講習や、都道府県や市区町村が実施する社会教育関係職員向けの研修等に、**社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等が参加する機会を充実させる**などして、関連領域の担い手を育成することも重要である。

# 社会教育主事資格・社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（第一次集計値）

## <アンケートの概要>

- ・期 間 令和4年5月17日(火)～5月27日(金)
- ・対象者 R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方
- ・依頼先 社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) \* R2、R3年度実施機関  
養成課程実施機関 4機関(抽出)
- ・回答者数 781人

(単位:人)

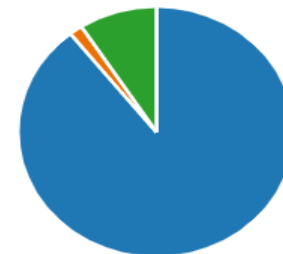
## 1. 修了年度

● 令和2年度	178
● 令和3年度	600



## 2. 資格取得方法

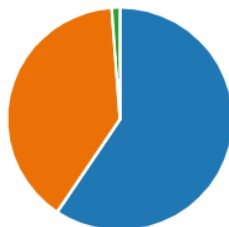
● 社会教育主事講習(4科目8単位)	696
● 大学養成課程(6科目24単位)	12
● 令和元年度以前に大学の養成課程で任用資格を取得し、令和2年度以降に新たに社会教育主事講習を受講	71



## 3. 性別

男性は59.4%、女性は39.5%である。

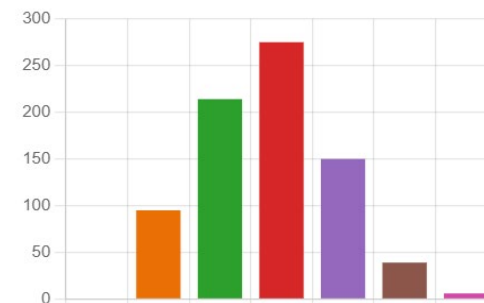
● 男性	459
● 女性	305
● 回答しない	9



## 4. 年齢

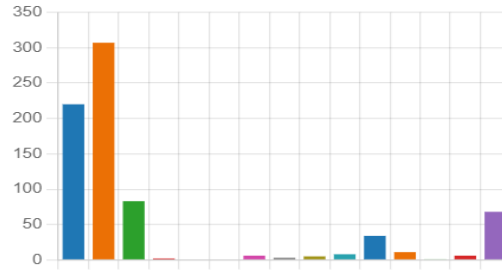
40代が35.3%と最も多く、次いで30代(27.5%)、50代(19.3%)の順に多い。

● 10代	0
● 20代	95
● 30代	214
● 40代	275
● 50代	150
● 60代	39
● 70代以上	6



## 5. 職業(受講当時)

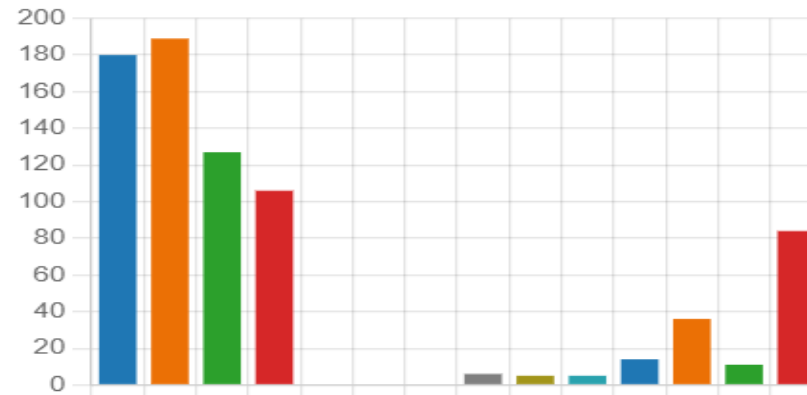
● 教職員	220
● 教育委員会職員	307
● 教育委員会以外の行政職員	83
● NPO法人職員（福祉関係）	2
● NPO法人職員（防災関係）	0
● NPO法人職員（観光関係）	0
● NPO法人職員（まちづくり関係）	6
● NPO法人職員（教育関係）	3
● NPO法人職員（その他）	5
● 独立行政法人職員	8
● 一般企業職員	34
● 学生（教育学部・研究科）	11
● 学生（その他）	1
● 無職	6
● その他	68



## 6. 職業(現在)

● 教職員	180
● 教育委員会の社会教育主事（発令あり）	189
● 教育委員会職員（社会教育主事の発令なし）	127
● 教育委員会以外の行政職員	106
● NPO法人職員（福祉関係）	0
● NPO法人職員（防災関係）	0
● NPO法人職員（観光関係）	0
● NPO法人職員（まちづくり関係）	6
● NPO法人職員（教育関係）	5
● NPO法人職員（その他）	5
● 独立行政法人職員	14
● 一般企業職員	36
● 無職	11
● その他	84

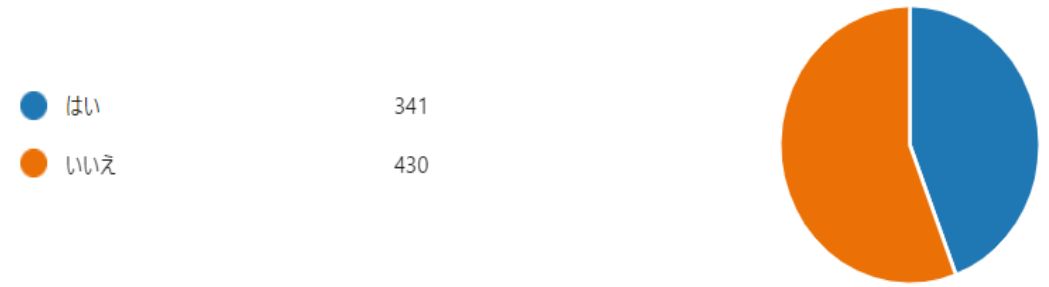
- ・受講者の約1/4にあたる189名の方が社会教育主事に従事している。
- ・また、教育委員会以外の行政職が増えている。



## 7. 社会教育主事として活動していますか。

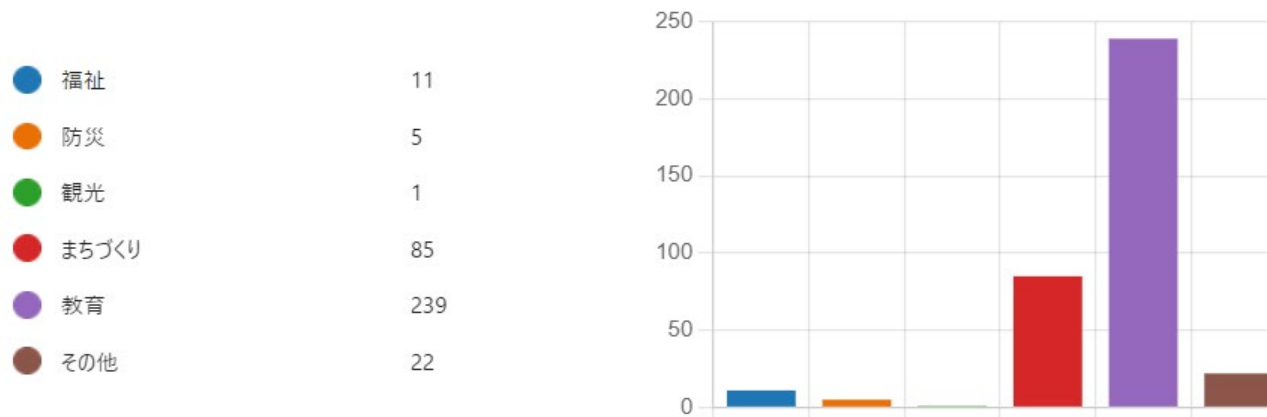


## 8. 社会教育士の称号を活かした活動をしていますか。



- ・社会教育主事として活動している人の割合は回答者全体の32.6%、
- ・社会教育士の称号を活かした活動をしている人の割合は44.2%である。

## 9. 8. で「はい」と回答した場合は、どのような分野で活動していますか。



社会教育士の称号を活かした活動をしている人は、「教育」の分野が最も多く、次いで「まちづくり」の分野となっている。

10. 「社会教育士」の称号を取得したことに対するあなたの評価として一番近いものを選択し、その理由も教えてください。

● とてもよかった	276
● よかった	301
● どちらでもない	183
● あまりよくなかった	4
● よくなかった	2



「とてもよかった」「よかった」と回答した人の割合は、回答者全体の75.3%である。

11. 社会教育主事・社会教育士の資格等を取得した後、資格等の保有者とのネットワークがほしいという希望はありますか。

● はい	575
● いいえ	193



12. 社会教育主事・社会教育士の資格等を取得した後、継続学習の機会がほしいという希望はありますか。

● はい	575
● いいえ	196



ネットワークや継続学習の機会がほしいという人の割合は、いずれも約75%となっている。



## 1. アンケートの概要

- ・期 間 : 令和4年5月17日(火)～5月27日(金)
- ・対象者 : R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方
- ・依頼先 : 社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) \* R2、R3年度実施機関  
養成課程実施機関 4機関(抽出)
- ・回答者数 : 781人 / 1,864人 中

## 2. アンケートの結果（記述式回答：主な回答のみ）

### ①社会教育士の称号を取得したことに対する評価について

#### ○「とてもよかった、よかった」と回答した方(75.3%)

- ・社会教育の知識や必要性を再確認できた。
- ・受講者と新しいネットワークができた。
- ・学校だけでなく地域など社会全体を意識して、社会活動をするようになった。

#### ○「どちらでもない」と回答した方(23.9%)

- ・現在、社会教育主事として活動しているため。
- ・社会教育主事・社会教育士の認知度が低い。
- ・活用できる場を見出せない。

#### ○「あまりよくなかった、よくなかった」と回答した方(0.8%)

- ・自分の方向性と違う活動を押し付けられる。
- ・派遣元の学校に社会教育の理解が低く、講習参加により、わだかまりができた

## 1. アンケートの概要

- ・期 間 : 令和4年5月17日(火)～5月27日(金)
- ・対象者 : R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方
- ・依頼先 : 社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) \* R2、R3年度実施機関  
養成課程実施機関 4機関(抽出)
- ・回答者数 : 781人 / 1,864人 中

## 2. アンケートの結果（記述式回答：主な回答のみ）

### ①社会教育士の称号を取得したことに対する評価について

#### ○「とてもよかった、よかった」と回答した方(75.3%)

- ・社会教育の知識や必要性を再確認できた。
- ・受講者と新しいネットワークができた。
- ・学校だけでなく地域など社会全体を意識して、社会活動をするようになった。

#### ○「どちらでもない」と回答した方(23.9%)

- ・現在、社会教育主事として活動しているため。
- ・社会教育主事・社会教育士の認知度が低い。
- ・活用できる場を見出せない。

#### ○「あまりよくなかった、よくなかった」と回答した方(0.8%)

- ・自分の方向性と違う活動を押し付けられる。
- ・派遣元の学校に社会教育の理解が低く、講習参加により、わだかまりができた

## ② 今後、資格等をどのように活用したいか

- 地域と学校、家庭との連携など、つながりづくりに活かしたい。
- 地域の課題解決やまちづくりに役立てたい。
- 現在の仕事に活かしたい。

## ③ 資格等を活用していない要因は何か

（活用していない 55.8%）

- 現在の職業と併用することが困難。
- 資格の認知度が低い。
- 活動する場がない。

## ④ 講習修了者同士のネットワークに期待するものは何か

（ネットワークの希望者 75%）

- 新しい情報や活動した実績などの情報共有ができる。
- 社会教育士としての活動できる場所や職務等の情報提供。
- 様々なことを相談できる交流の場がほしい。

## ⑤ 継続学習をしたい内容について

（継続学習の希望者 75%）

- ・最新の情報を習得できる講習会の参加（継続的な学びの場）
- ・社会教育の実践事例や取組等の紹介
- ・社会教育士の活用方策について

## ⑥その他、社会教育士等への意見について

### ○社会教育士について

- ・地域や社会はもちろん、学校現場等への認知度をあげてほしい。
- ・社会教育主事の配置を充実させてほしい。
- ・活躍できる場を提供してほしい。
- ・キャリアパスを示してほしい。
- ・社会教育士のメリットがわからない。

### ○社会教育主事講習について

- ・講習終了後に証明書やバッチなど身分を証明するものがほしい。
- ・オンライン講座はありがたい。
- ・社会教育主事講習の必須化

### ○その他

- ・講習修了者に対する処遇改善をお願いしたい。
- ・活動実績に応じたポイント(レベルアップ)化の導入をお願いしたい。
- ・学校管理職の講習への参加を努力義務化してほしい。
- ・制度がよりよいものとなるように予算の獲得や進捗状況等のアウトプットが必要である。